

随意契約理由書

本事業は、ひとり親家庭の子どもと親が親子のコミュニケーションを一層深め、併せてひとり親家庭相互の親睦を深めるなど、ひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とした事業である。

豊橋市母子福祉会等の、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として豊橋市長の認定を受けた者に委託することは、公益性があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約とするものである。